

土壤汚染情報公開台帳

整理番号	1060151	調製年月日	令和4年 7月 5日	契機	第116条第1項
所在地	(地番) 東京都台東区下谷2丁目4番1,4番4の一部,4番7,4番8,4番10(全5筆)			(住居表示) 下谷2-5-14	
訂正年月日		契機	年月日		
	第116条の3第1項		令和5年 2月 10日		
	第116条の3第3項		令和5年 7月 11日		
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	吉田精機(株)	汚染地面積	0.00㎡	調査面積	371.83㎡
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		対策済面積			276.03㎡
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合はその内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合はその旨 (汚染の原因が水面埋め立て材に由来する場合はその旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨	該当なし				
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
	令和4年 7月 5日	鉛及びその化合物	含有量基準	株式会社フィールド・パートナーズ	
	令和4年 7月 5日	砒素及びその化合物	溶出量基準	株式会社フィールド・パートナーズ	

地下水の汚染状況	報告受理年月日		特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	報告受理年月日		特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
地下水の汚染状況(対象地境界)	着手予定時期		完了予定時期		実施者		汚染土壌の処理方法
	着手時期		完了時期		土壌搬出		
土地の措置又は 改変状況	届出時期	掘削除去	掘削除去	掘削除去	S.P.E.C株式会社	有	浄化等処理施設(抽出-洗浄処理)
	令和5年2月10日	令和5年3月13日	令和5年6月30日	令和5年6月30日	S.P.E.C株式会社	有	
	令和5年7月11日	令和5年3月13日	令和5年6月30日	令和5年6月30日	S.P.E.C株式会社	有	浄化等処理施設(抽出-洗浄処理)

図書類

- 1 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
- 2 当該土地に係る健康被害防止又は周辺への地下水汚染の拡大防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面
- 3 当該土地に係る汚染拡散の方法を明示した図面
- 4 対象地周辺の地図

特定有害物質の使用、排出等の状況	
業種及び主要製品	試験機、鉄道用計測機器の製造
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	洗浄用のホワイトガソリンにベンゼンが含有されていた。 塗装作業の顔料に第二種特定有害物質が含まれていた可能性がある。
特定有害物質の使用状況	ホワイトガソリン（含ベンゼン）：年間で1斗缶（18L）2本程度を使用 第二種特定有害物質：使用量は不明
	使用期間 昭和21年 ～ 平成19年6月
特定有害物質の排出状況	なし。事業系の排水は存在しなかった。
特定有害物質の使用場所等	△別紙（ 1 ）のとおり ※工場が存在した建物内。
地下施設の有無及び概要	なし
地表の高さの変更及び地質に係る情報	地表の高さの変更はなし。 深度3m程度まで盛土。それ以深は砂主体であり、一部、深度10m付近に固結シルトが認められる。
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	なし
既往調査及び措置に関する情報	なし
その他特記事項	
備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。	

1 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌汚染の有無を確認することを目的とした。

1.2 調査対象地

調査対象地	(住居表示) 東京都台東区下谷2丁目5-14、5-18		
	(地番) 東京都台東区下谷二丁目4番1、4番4の一部、4番7、4番8、4番10		
現況	神栄テクノロジー株式会社(旧 吉田精機株式会社)、居宅		
調査対象面積	371.83 m ² (実測)	敷地面積	371.83 m ² (実測)

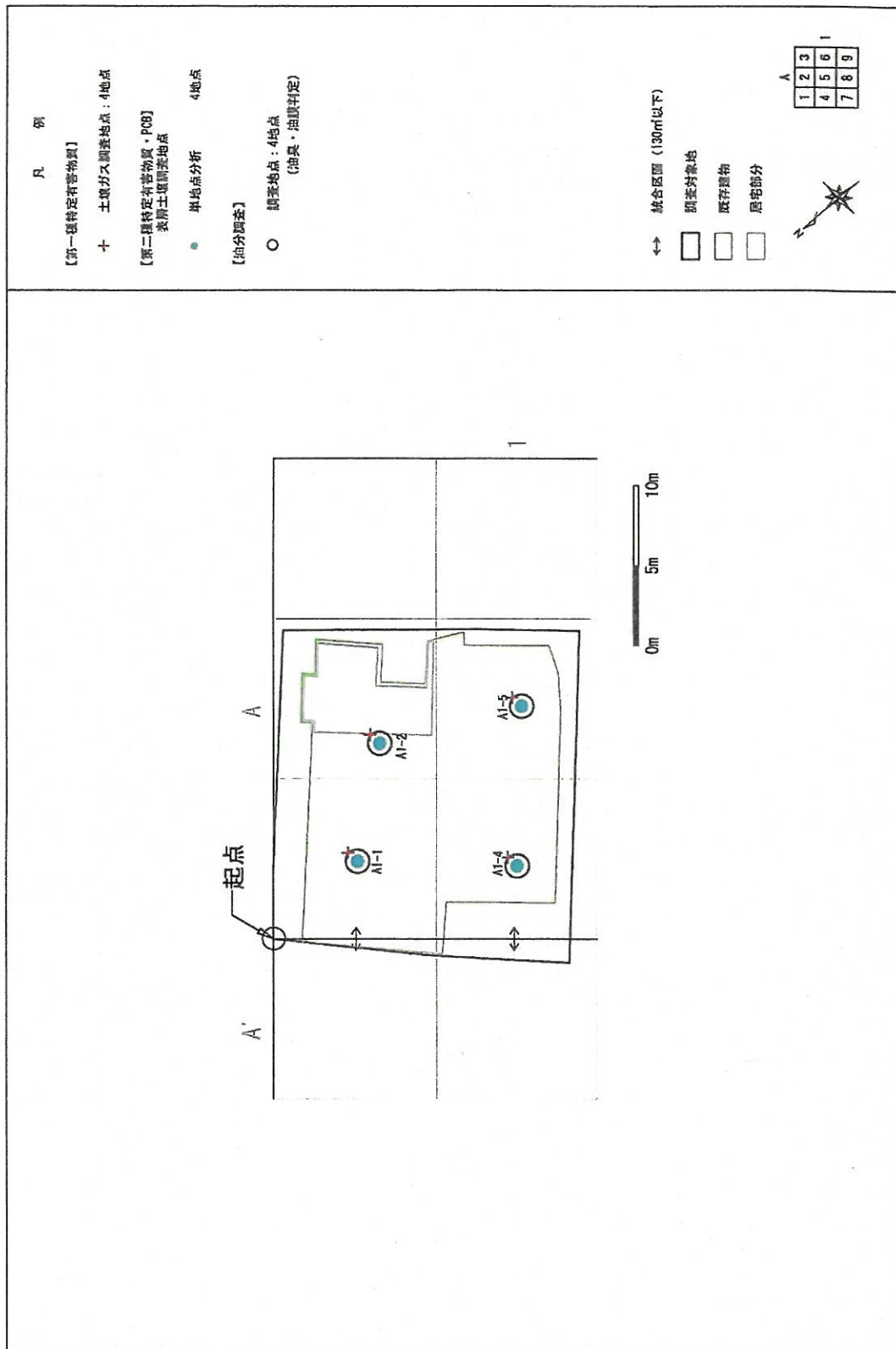


調査対象地位置図

(出典：地理院地図 WEB サイト <http://maps.gsi.go.jp/>)

1.3 適用される法規等

調査対象地には過去に都条例に基づく工場である吉田精機株式会社が立地した。工場の廃止の際には都条例 116 条第 1 項の規定が適用される。



図一1 調査地点図

4 調査方法

4.1 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

(1) 調査概要

第一種特定有害物質による汚染のおそれの有無を確認するため、土壌ガス調査を実施した。

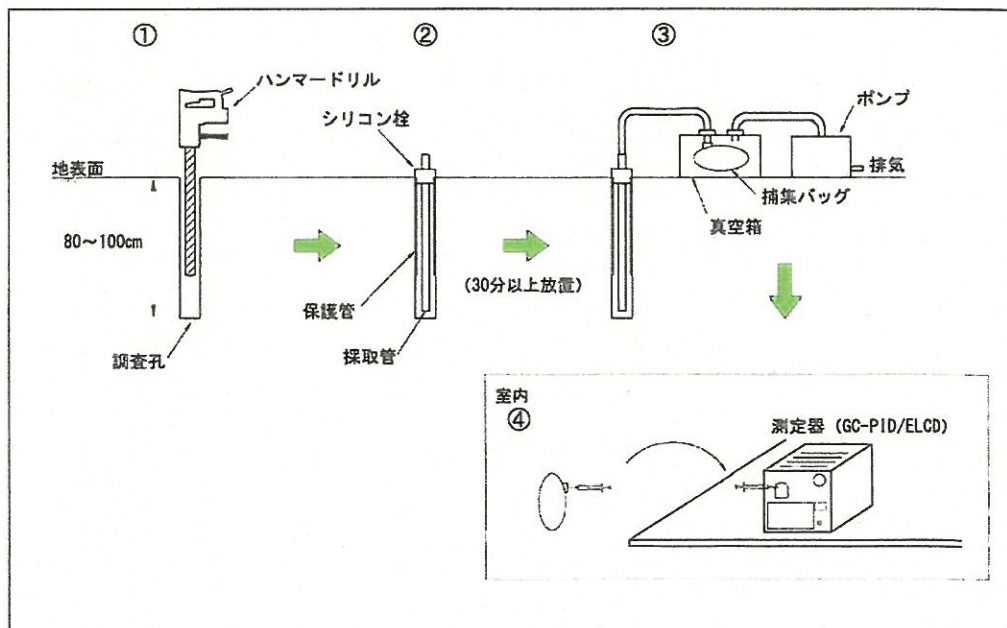
(2) 調査仕様

項目	内容
試料採取方法	捕集バッグ法（環告第16号）
分析方法	GC-PID/ELCD法

(3) 実施手順

- 1) 計画図面に基づき調査地点を測量により位置を出した。
- 2) ハンマードリルあるいはボーリングバーで現況地表面下約1mまで削孔した。
- 3) ステンレス材質等による保護管・採取管を約80cm挿入した。
- 4) 舗装面との間はシリコン栓を用いて密閉し、30分以上放置した。
- 5) 捕集バッグ法（下図参照）により土壌ガスを採取した。
- 6) 調査孔は砂により埋戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 7) 定量下限値を0.1vol1ppm（ベンゼンは0.05vol1ppm）として分析した。

なお、2022年(令和4年)2月15日に採取した土壌ガスは現場から分析室まで持ち帰って分析した。



土壌ガス採取のイメージ図

4.2 表層土壌調査（第二種特定有害物質及びPCB）

(1) 調査概要

第二種特定有害物質及びPCBによる汚染の有無を確認するため表層土壌調査を実施した。

表層土壌調査における基準面は、試料採取地点の地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に碎石や砂利がある場合、落葉落枝及びその腐朽物等がある場合は、それらを除いた土壌表面とした。

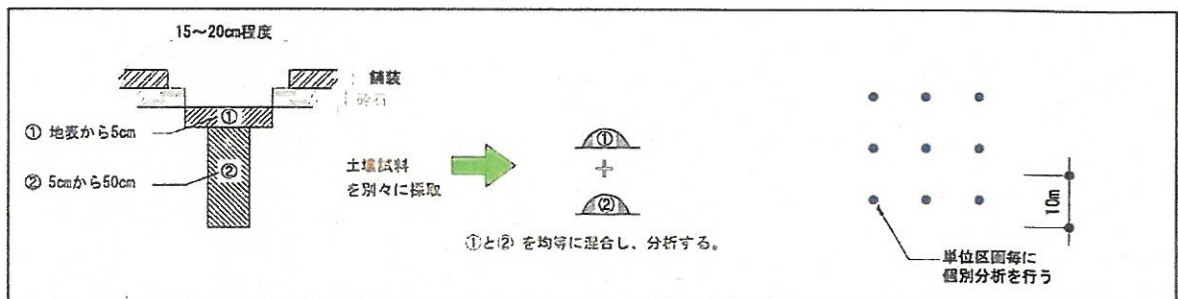
土壌試料採取イメージ、汚染状態に関する基準を次ページ以降に示す。

(2) 調査仕様

項目	内容
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法
分析方法	土壌溶出量調査：環告第18号 土壌含有量調査：環告第19号

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき調査地点を測量により位置を出した。
- 2) 調査地点がアスファルト・コンクリート等で舗装されている場合はコア抜きを行った。
コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔は直径15～20cmとした。
- 3) 土壌試料は、汚染のおそれが生じた場所の位置を基準として採取した。
・汚染のおそれが生じた場所の位置が現況地表面の場合には地表～深さ5cmの土壌と深さ5～50cmまでの土壌を採取した。
- 4) 調査孔は砂により埋戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 5) 採取した土壌試料は計量証明機関に搬入し、土壌溶出量及び土壌含有量分析を実施した。
・単位区画毎の分析試料は、地表～深さ5cmと深さ5～50cmまでの土壌を等量混合した土壌とした。

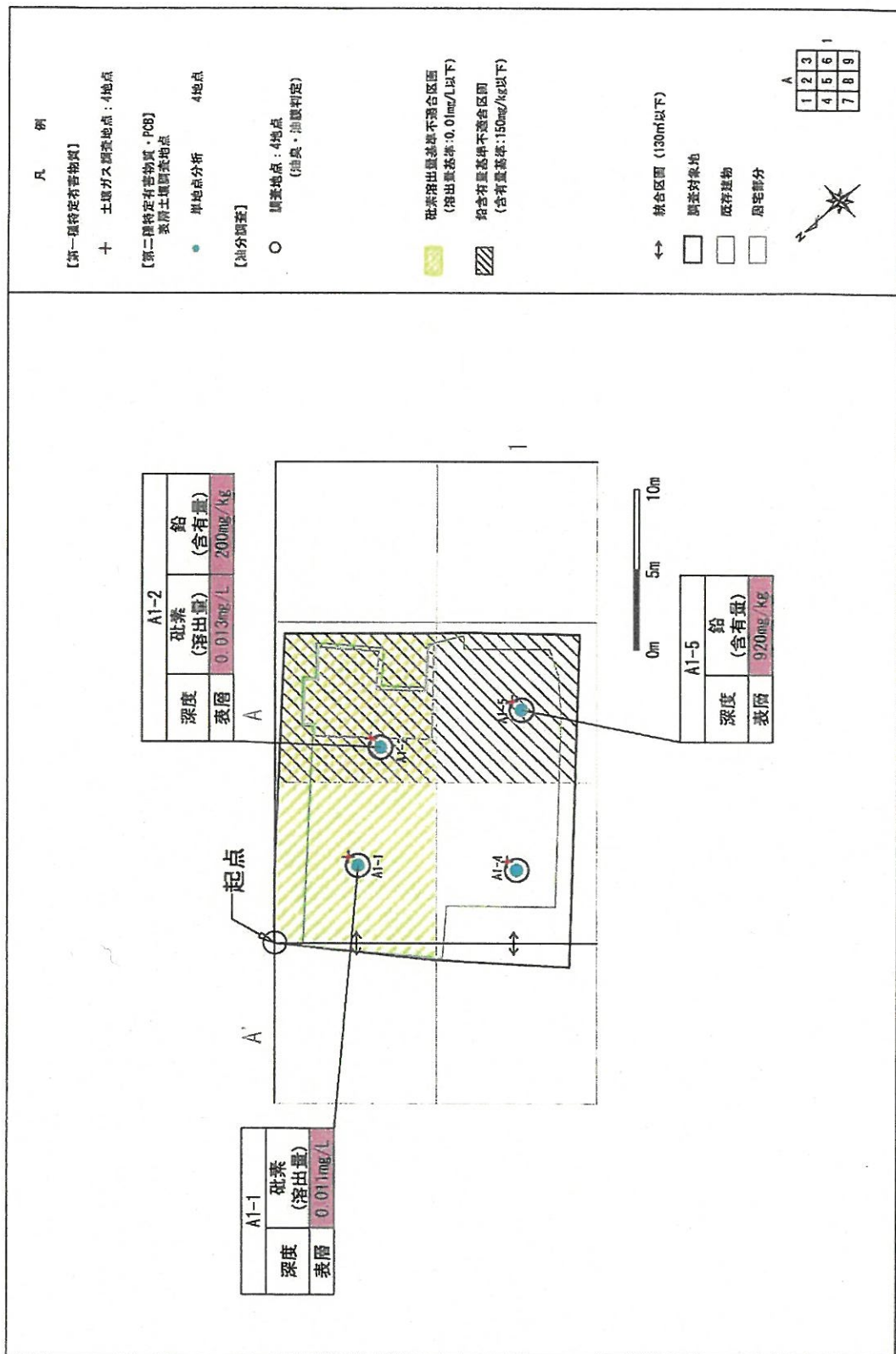


土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（単位区画）での表層土壌調査イメージ図

表一2 表層土壌調査結果 (単位区画)

分析項目		汚染状態に関する基準	定量下限値	A1-1	A1-2	A1-4	A1-5	
溶出量	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003	<	<	<	<
		六価クロム化合物	0.05以下	0.005	<	<	<	0.022
		シアン化合物	不検出	0.1	<	<	<	<
		水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005	<	<	<	<
		アルキル水銀	不検出	0.0005	-	-	-	-
		セレン及びその化合物	0.01以下	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
		鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.003	0.002	0.008	0.004
		砒素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.011	0.013	0.008	0.010
		ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.38	0.17	0.34	0.48
		ほう素及びその化合物	1以下	0.1	<	<	<	<
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.0003	-	-	-	-	
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	-	-	-	-	
	チウラム	0.006以下	0.0006	-	-	-	-	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	0.0005	<	<	<	<	
	有機りん化合物	不検出	0.1	-	-	-	-	
含有量	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	45以下	1.0	<	<	<	<
		六価クロム化合物	250以下	10	<	<	<	<
		シアン化合物	50以下	5	<	<	<	<
		水銀及びその化合物	15以下	1.0	<	<	<	<
		セレン及びその化合物	150以下	1.0	<	<	<	<
		鉛及びその化合物	150以下	10	86	200	110	920
		砒素及びその化合物	150以下	10	<	<	<	<
		ふっ素及びその化合物	4000以下	100	<	<	<	<
ほう素及びその化合物	4000以下	50	<	<	<	<		

- : 調査対象外の分析項目
- < : 定量下限値未満を示す。
- : 基準不適合を示す。



図一2 調査結果図

2 深度範囲確認調査（ボーリング調査・地下水調査）

2.1 調査の考え方

(1) 基準不適合の平面範囲（単位区画）について

基準不適合の状況を図-1に示す。

既往調査により基準不適合が以下のとおり確認された。

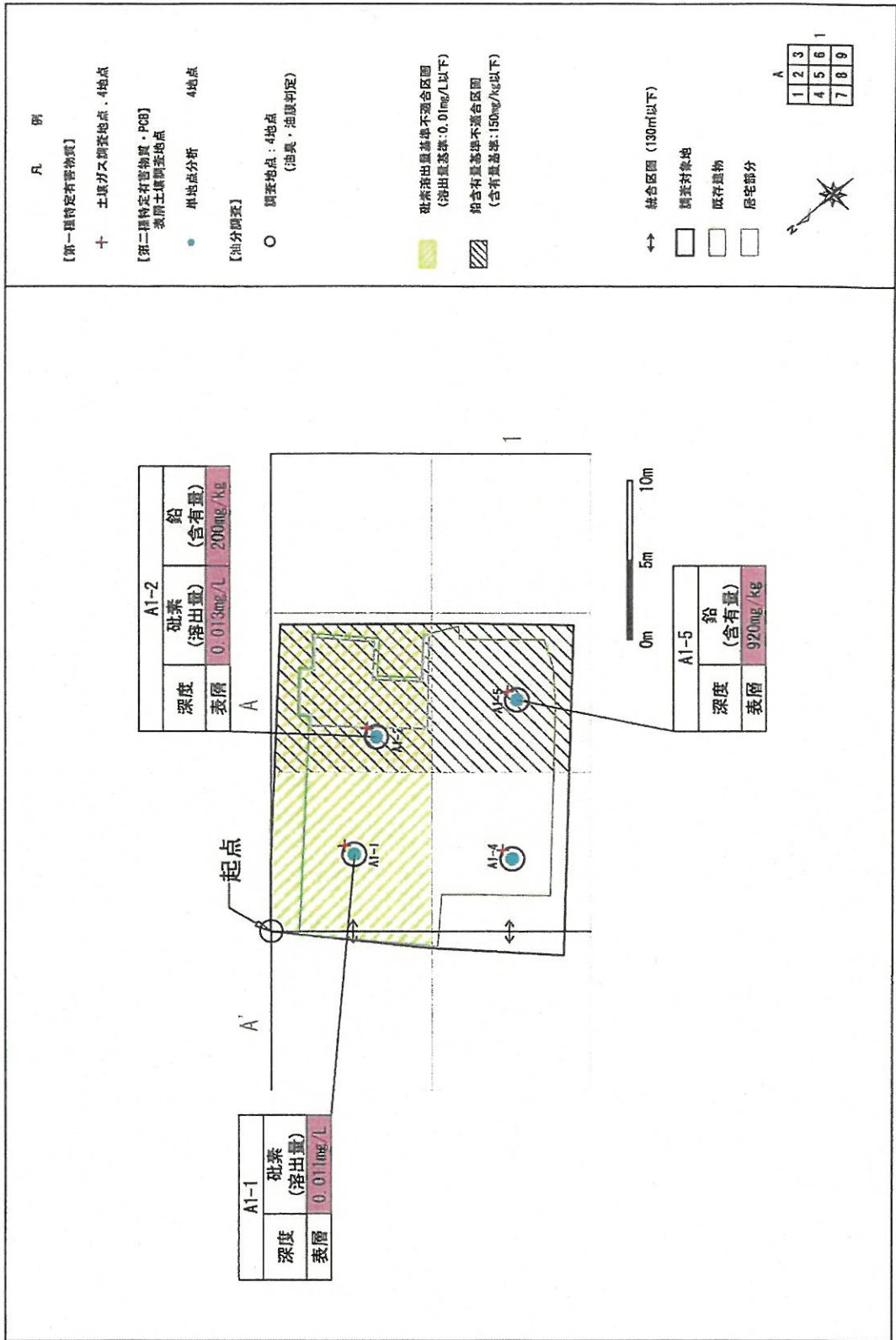
- ・砒素（溶出量）：2区画
- ・鉛（含有量）：2区画

(2) 調査の考え方

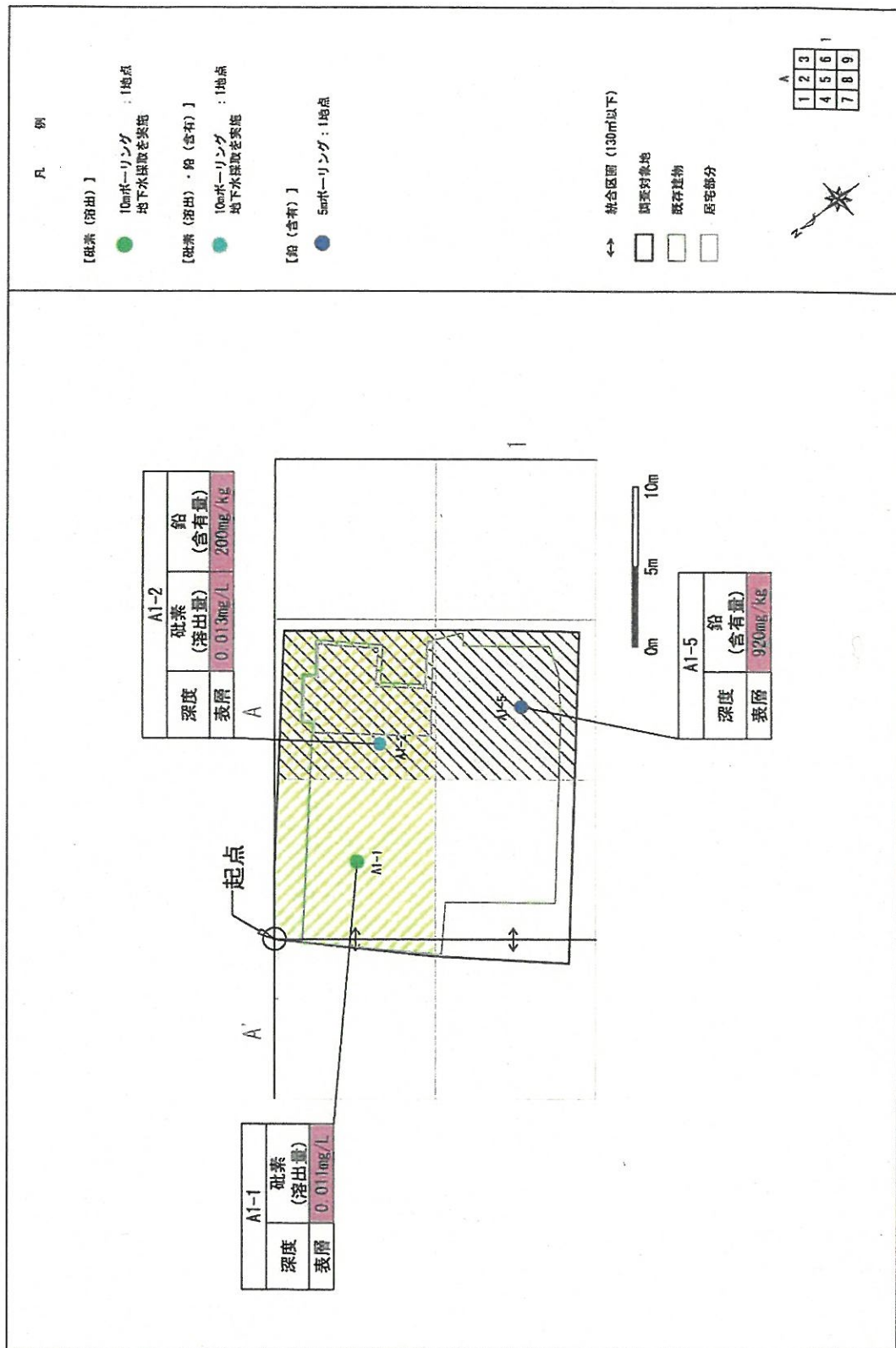
既往調査により確認された砒素及び鉛の基準不適合の区画において、ボーリング調査を実施し、基準不適合の深度方向の範囲を確認した。調査項目は区画毎に基準不適合が確認された項目とした。

また、砒素の溶出量が基準不適合である単位区画において地下水調査を行い、砒素による地下水汚染の有無を確認した。

調査地点図を図-2に示す。



図一 1 基準不適合の区画図



図一 2 調査地点図 (ボーリング調査・地下水調査)

(3) ボーリング調査

◇試料採取数量

調査項目	掘削深度 (m)	数量 (地点)
ボーリング調査	25	3

◇分析数量

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量 (検体)	土壌含有量 (検体)
第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	-	-
	六価クロム化合物	-	-
	シアン化合物	-	-
	水銀及びその化合物	-	-
	アルキル水銀化合物	-	-
	セレン及びその化合物	-	-
	鉛及びその化合物	-	6
	砒素及びその化合物	6	-
	ふっ素及びその化合物	-	-
	ほう素及びその化合物	-	-

(4) 地下水汚染状況確認調査

◇試料採取数量

調査項目	数量 (地点)
地下水調査	2

◇分析数量

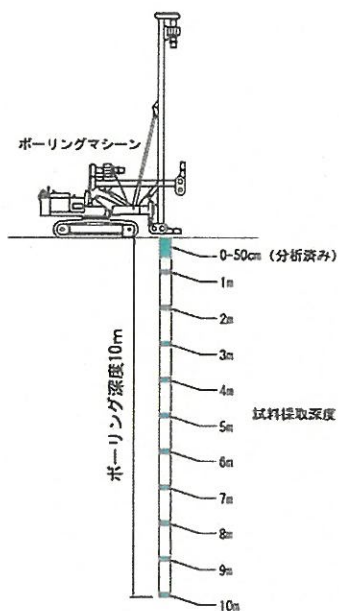
分類	特定有害物質の種類	地下水調査 (検体)
第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	-
	六価クロム化合物	-
	シアン化合物	-
	水銀及びその化合物	-
	アルキル水銀化合物	-
	セレン及びその化合物	-
	鉛及びその化合物	-
	砒素及びその化合物	2
	ふっ素及びその化合物	-
	ほう素及びその化合物	-

2.2 調査方法

(1) 調査概要

基準不適合の深度方向の範囲を確認するため、ボーリング調査（下図参照）を実施し、土壤溶出量調査あるいは土壤含有量調査を実施した。

また、溶出量が基準不適合である地点において、ボーリング調査時に地下水を採取した。



【第二種特定有害物質】

ボーリング調査のイメージ図

(2) 調査仕様

◇ボーリング調査

【第二種特定有害物質】

項目	内容
ボーリング深度	A1-1、A1-2 地点：10m A1-5 地点：5m
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」 Appendix-11. ボーリング調査方法
試料採取深度	基本的に、深度1m以深の1m毎にボーリング下端深度まで。 ※深度方向の範囲を絞り込むために以下のとおり試料採取した ・ A1-1 及び A1-5 地点：深度0.6mから0.9mまで0.1m毎。 ・ A1-2 地点：深度2.1mから2.9mまで0.1m毎。
分析深度	基本的に、深度1m以深において、2深度連続で基準適合を確認できた深度まで。 ※深度1m及び2mが基準適合の場合は深度2mで分析を終了した。 ※本件は、さらに深度方向の範囲を絞り込むために、採取していた0.1m毎の試料を浅い深度から順に分析した。
分析方法	土壌溶出量調査：環告第18号 土壌含有量調査：環告第19号

◇地下水調査

項目	内容
試料採取方法	・ 「恒久的な観測井を設置せずに採水する方法」のボーリング孔を利用する方法 ※ボーリング調査により削孔したボーリング孔内に、スクリーンを取り付けたケーシングを挿入し、一時的な採水井戸を設置した。 ・ 「調査措置のガイドライン」 Appendix-7. 地下水試料採取方法
観測井の仕上がり孔径	2インチ
スクリーン区間	深度1.0～10.0m ※第一帯水層に設置した。
地下水採取深度	深度4.5m
地下水採取方法	地下水の採取前にはパージを行った。 地下水の採水は採水器（ペーラー）による方法とした。
分析方法	環告第17号

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき調査地点を測量により位置を出した。
- 2) 調査地点がアスファルト・コンクリート等で舗装されている場合はコア抜きを行った。
コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔は直径 15～20 cmとした。
- 3) 基本的に、地表から深度 1m程度まで手掘りによる試掘を行い、埋設配管等の存在を確認した。
試掘の結果、埋設配管等が無いことが確認された時点で、ハンドボーリングマシンあるいは機械式ボーリングマシンにより、深度 10mの深さを掘削し、所定の深度から必要量の土壌を採取して分析試料に供した。
また、溶出量が基準不適合の地点においては地下水を採取した。
- 4) 調査孔はセメントミルクにより埋戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 5) 採取した土壌・地下水試料は計量証明機関に搬入し、土壌・地下水分析を実施した。

汚染状態に関する基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	-	0.002 以下
	クロロエチレン	0.002 以下	-	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	-	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	-	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	-	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	-	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	-	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	-	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと

2.3 調査結果

(1) ボーリング調査

ボーリング調査結果を表-1及び図-3に示す。

・ A1-1 地点

砒素の溶出量は深度 1.0m及び2.0mにおいて、2 深度連続して基準に適合していた。

・ A1-2 地点

砒素の溶出量は深度 3.0m及び4.0mにおいて、2 深度連続して基準に適合していた。

鉛の含有量も深度 3.0m及び4.0mにおいて、2 深度連続して基準に適合していた。

・ A1-5 地点

鉛の含有量は深度 1.0m及び2.0mにおいて、2 深度連続して基準に適合していた。

表-1 ボーリング調査結果

地点名	分析項目			汚染状況に関する基準	第二溶出量基準	定量下限値	深度				
							表層	1.0m	2.0m	3.0m	4.0m
A1-1	溶出量 (mg/L)	第二種特定有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	0.001	0.011	0.005	0.003		
A1-2	溶出量 (mg/L)	第二種特定有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	0.001	0.013	0.008	0.020	0.002	0.002
	含有量 (mg/kg)	第二種特定有害物質	鉛及びその化合物	150以下		10	200	400	170	<	<
A1-5	含有量 (mg/kg)	第二種特定有害物質	鉛及びその化合物	150以下		10	920	64	<		

- < : 不検出を示す。
- : 基準不適合を示す。
- : 第二溶出量基準不適合を示す。

(2) 地下水調査

地下水調査結果を表-2 及び図-3 に示す。

砒素の溶出量が基準不適合であった A1-1 及び A1-2 地点において、砒素の地下水濃度は両地点とも地下水基準に適合していた。

表-2 地下水調査結果

分析項目		基準値	定量下限値	A1-1	A1-2	
地下水濃度 (mg/L)	第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	-	-
		クロロエチレン	0.002以下	0.0002	-	-
		1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	-	-
		1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.002	-	-
		1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	-	-
		1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	-	-
		ジクロロメタン	0.02以下	0.002	-	-
		テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	-	-
		1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.001	-	-
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	-	-
		トリクロロエチレン	0.01以下	0.001	-	-
		ベンゼン	0.01以下	0.001	-	-
		第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003	-
	六価クロム化合物		0.05以下	0.005	-	-
	シアン化合物		不検出	0.1	-	-
	水銀及びその化合物		0.0005以下	0.0005	-	-
	アルキル水銀		不検出	0.0005	-	-
	セレン及びその化合物		0.01以下	0.001	-	-
	鉛及びその化合物		0.01以下	0.001	-	-
	砒素及びその化合物		0.01以下	0.001	0.001	0.001
	ふっ素及びその化合物		0.8以下	0.08	-	-
	ほう素及びその化合物	1以下	0.1	-	-	
	第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.0003	-	-
		チオベンカルブ	0.02以下	0.002	-	-
		チウラム	0.006以下	0.0006	-	-
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	0.0005	-	-
		有機りん化合物	不検出	0.1	-	-

- : 調査対象外の分析項目
- く : 不検出を示す。
- : 基準不適合を示す。

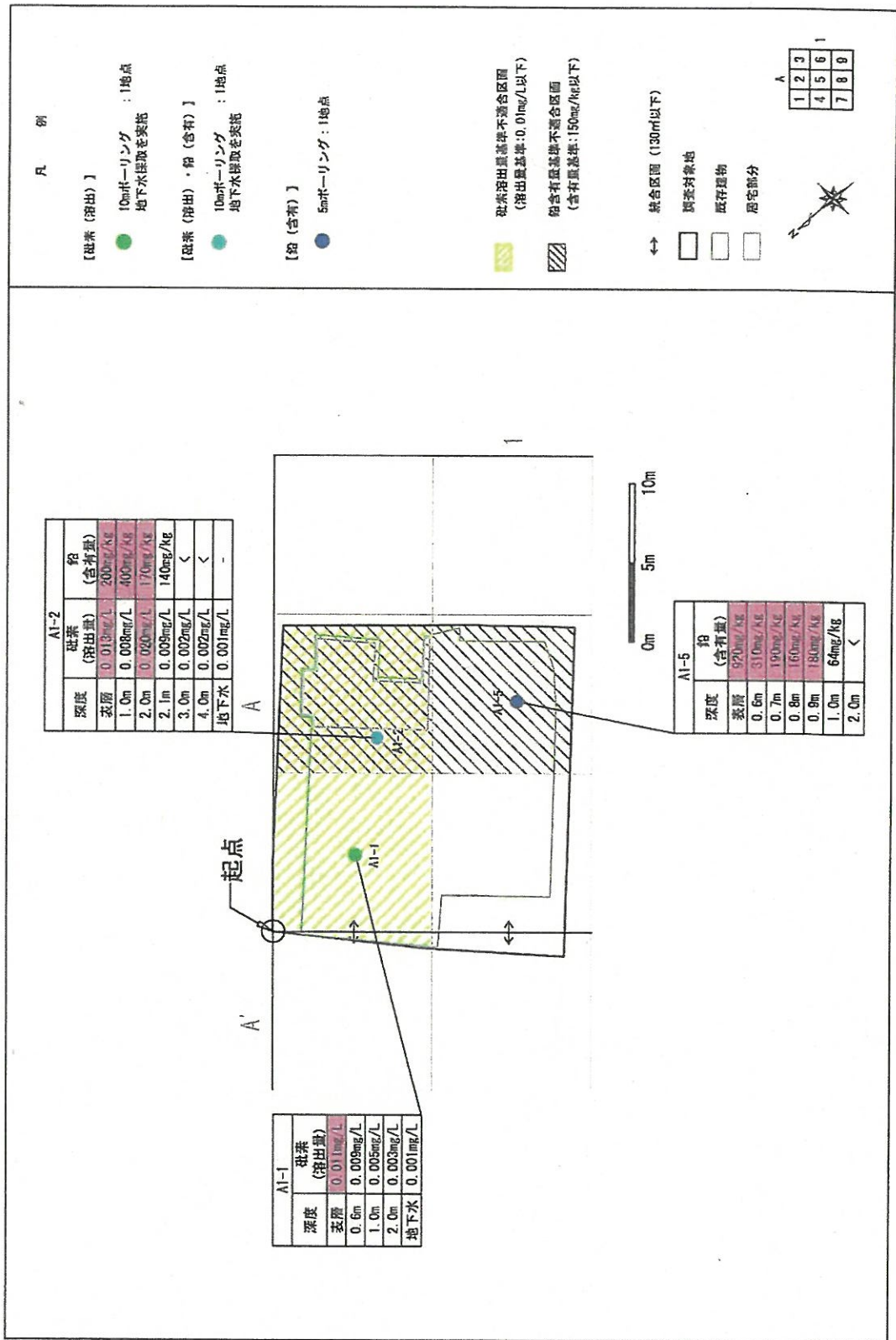


図-3 調査結果図 (ボーリング調査・地下水調査)

— 以上 —